

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成27年3月6日付けで行った公文書部分開示決定及び公文書開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成27年1月6日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「1 平成17年3月22日付け警察庁丙交指発第14号、警察庁丙交企発第54号、警察庁丙交規発第29号『道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通警察の運営について』を受領した旨が記載された帳票（文書受付簿等）及び内部や県下の警察署に周知を図るための手続書類（起案書、発送簿等）。

2 平成18年6月19日付け警察庁丙総発第27号、警察庁丙交企発第83号、警察庁丙交指発第26号『モデル審査基準等の改定について（通知）』を受領した旨が記載された帳票（文書受付簿等）及び内部や県下の警察署に周知を図るための手続書類（起案書、発送簿等）。

3 平成18年4月28日付け警察庁交通局交通指導課理事官、警察庁情報通信局情報管理課理事官からの事務連絡で『改正道路交通法施行前の放置関係使用制限命令事実の報告について』を受領した旨が記載された帳票（文書受付簿等）及び警察庁への回答を行うための手続書類（起案書、発送簿等）。

【注記】

この事務連絡では『運転禁止期間の開始の日が平成17年6月2日から平成1

8年5月31日までの放置関係使用制限命令について、平成18年6月5日(月)までに、警察庁に報告すること。』と記載されている。

4 平成17年9月2日付け警察庁丁交指発第148号、警察庁丁交企発第202号『新制度における放置車両確認標章の作成・取付け要領等について』(以下『本件警察庁文書』という。)を受領した旨が記載された帳票(文書受付簿等)及び内部や県下の警察署に周知を図るための手続書類(起案書、発送簿等)。」

(2) 実施機関は、本件開示請求の4の内部や県下の警察署に周知を図るための手続書類のうち「起案書」に係るものとして「起案用紙(平成18年5月12日起案『放置車両の確認及び標章取付け措置実施要領(案)の制定について』)」(以下「本件対象文書1」という。)を特定し、平成27年3月6日付けで公文書部分開示決定(以下「本件処分1」という。)を行い、審査請求人に通知した。

また、本件開示請求の4の内部や県下の警察署に周知を図るための手続書類のうち「発送簿」に係るものとして「文書発送簿(平成18年5月31日614号 交通指導課課長補佐以上)」(以下「本件対象文書2」という。)を特定し、平成27年3月6日付けで公文書開示決定(以下「本件処分2」という。)を行い、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求人は、埼玉県公安委員会(以下「諮問庁」という。)に対し、平成27年3月25日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

(4) 当審査会は、本件審査請求について、平成27年4月22日に諮問庁から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。

(5) 当審査会は、平成27年6月18日に審査請求人から意見書の提出を受けた。

(6) 当審査会は、平成27年7月17日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。

(7) 当審査会は、平成27年10月23日に審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

部分開示された本件対象文書1は、一見して虚偽の起案文書ではないかと思慮されるいい加減な起案文書と判断され、かつ、本件対象文書1の原本の閲覧を希望したにもかかわらず部分開示との理由から原本が開示されなかったことから、本件審査請求を行う。

(2) 審査請求の理由

実施機関は、部分開示を理由にインチキ丸出しの本件対象文書1の原本の閲覧を拒んでおり、条例第10条違反である。

また、本件対象文書1の起案理由には警察庁からの通達との関係が説明されていないため、埼玉県警察本部が自ら立案したと理解される実施要領であり、私以外の者から開示請求があった場合、警察庁からの通達は追加又は削除して開示することが可能な作為的な起案文書である。

さらに、本件対象文書1の施行日（平成18年6月1日）と、その文書発送簿である本件対象文書2の発送日（平成18年5月31日）とが逆転する矛盾が生じており、この珍現象からも埼玉県警察本部の文書管理のいい加減さが現れている証拠書類である。

4 諮問庁の主張の要旨

諮問庁が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 原処分について

本件開示請求の4について、実施機関は内部や県下の警察署に周知を図るための手続書類のうち「起案書」に該当する文書として本件対象文書1を特定して公文書部分開示決定処分を行うとともに、「発送簿」に該当する文書として本件対象文書2を特定して公文書開示決定処分を行ったものである。

(2) 本件処分1について

ア 本件対象文書1について

本件対象文書1は、警察本部長が各部長、各参事官・参事及び各所属長宛てに発出した通達の起案文書であり、起案文書、説明文、本文及び参考資料で構成されているものであるが、参考資料として本件警察庁文書のほか、「確認標章及び携帯端末の管理に当たっての留意事項について」（平成17年5月24日付け警察庁丁交指発第84号。以下「添付文書1」という。）、「新制度における交通事故の一因となったと認められる放置車両の取扱いについて」（平成17年5月24日付け警察庁丁交指発第85号。以下「添付文書2」という。）、「改正道路交通法（駐車対策関係部分）施行後における放置駐車違反取締りに当たっての留意事項について」（平成17年6月14日付け警察庁丁交指発第93号。以下「添付文書3」という。）、「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い必要となる各種書類の様式例の一部の改訂について」（平成18年1月18日付け警察庁丁交指発第9号。以下「添付文書4」という。）、「放置車両確認標章の取付けに当たっての留意事項について」（平成17年12月7日付け事務連絡。以下「添付文書5」という。）及び説明資料が添付されている。

そして、本文では、「第1 趣旨」において、「この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下『法』という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下『施行令』という。）、道路交通法施行規則（昭和35年府令第60号。以下『施行規則』という。）及び確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下『委託規則』という。）に定めるもののほか、法第51条の4第1項（法第51条の12第8項の規定により読み替えて適用する場合及び法第75条の8第3項により放置車両とみなして適用する場合を含む。）の規定による放置車両の確認及び標章の取付け（以下『放置車両の確認等』という。）措置の実施に関し必要な事項を定めるものとする。」と定め、「第2 用語の定義」として、車両の使用者、駐車監視員活動ガイドライン、違法駐車取締り活動方針、携帯端末、デジタルペン、デジタルペン用確認標章及び手書き確認標章の定義について、「第3 確認標章、携帯端末

等の保管管理」として、取扱責任者の指定、確認標章の交付等及び携帯端末等の保管管理について、「第4 確認標章の取付け等の措置」として、確認標章の記載時刻及び取付け、データの転送等及び誤記等、引継ぎ、違反者の検挙について定めている。

以上のことから、本件対象文書1は、本件警察庁文書において示された事項を実施するために発出された通達と認められたため、本件開示請求の4の「内部や県下の警察署に周知を図るための手続書類（起案書、発送簿等）」のうち「起案書」に該当する文書として特定したものである。

イ 不開示理由について

(ア) 警部補以下の職員の氏名及び印影並びに警部補相当職以下の職員の印影

警部補以下及び警部補相当職以下の職員の氏名は、埼玉県職員録においても新聞の人事異動情報でも公表されておらず、慣行として開示請求者が知ることができる情報とはいえないことから、条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当し、また、その職務の特殊性から氏名を開示することにより当該職員及びその家族等の生命、氏名、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、条例第10条第3号に規定する不開示情報に該当する。警部補以下及び警部補相当職以下の職員の印影についても氏名と同様に解されるものである。

(イ) 添付文書2の2(2)アのうち不開示部分について

放置駐車車両が交通人身事故発生の一因となったと認められる場合には運転者に対する捜査を徹底することとされているが、当該不開示部分を開示した場合、責任追及を免れようとする者において、運転者の責任追及に関する具体的な措置要領及び基準の分析が可能となり、放置駐車違反が事故発生の要因とされないための対抗措置が講じられるおそれがあり、また、放置駐車違反により人身交通事故が発生した場合に備えて車両を駐車する前に違法若

しくは不当な行為を行う可能性があるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、その後の交通事故捜査等の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第10条第3号及び第5号に該当する。

(ウ) 添付文書2の3のうち不開示部分について

当該不開示部分を開示した場合、放置駐車違反により物件事故が発生した場合における弁明通知書の発出に関する具体的な基準の分析が可能となり、事故発生後に対抗措置が講じられ、違法若しくは不当な行為を容易にするなど公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、放置駐車違反取締り等の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第10条第3号及び第5号に該当する。

(エ) 添付文書3の1(2)及び(3)について

当該不開示部分を開示した場合、責任追及を免れようとする者において、放置駐車確認標章の取付けに関する具体的な要領及び基準の分析が可能となり、放置駐車違反取締りを免れるための対抗措置が講じられ、違法若しくは不当な行為を容易にするなど公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、放置駐車違反取締り等の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第10条第3号及び第5号に該当する。

(オ) 添付文書3の3(1)のうち不開示部分について

当該不開示部分を開示した場合、放置駐車違反事件被疑者の送致に関する具体的な留意事項に関する情報が明らかとなり、事件送致について正確な理解を持たない者において、個別具体的な事件送致について誤解や曲解に基づく非難等をするおそれがあり、これにより、事件送致等の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第10条第5号に該当する。

(3) 本件処分2について

文書発送簿は、埼玉県警察文書管理規程（平成14年警察本部訓令第25号。以

下「文書管理規程」という。)の別記様式第31号において定められているものであり、「日付」、「番号」、「件名」、「発送先」、「保存期間」及び「備考」が項目とされている。なお、文書管理規程第30条第3項により、磁気ディスクをもって調製することができる」とされている。

本件対象文書1の名称から総合文書管理システムにより文書発送簿のデータを検索したところ、交通指導課課長補佐以上の文書発送簿に「放置車両の確認及び標章取付け措置実施要領の制定について」という件名を確認できたため、当該データを印字した本件対象文書2を本件開示請求の4の「内部や県下の警察署に周知を図るための手続書類」のうち「発送簿」に該当する文書として特定したものである。

実施機関は、上記に記載した判断を経て原処分を行ったものであり、処分は妥当なものである。

5 審査会の判断

(1) 本件処分1及び2について

本件処分1は、実施機関が本件警察庁文書について内部や県下の警察署に周知を図るための手続書類のうち「起案書」として「起案用紙(平成18年5月12日起案『放置車両の確認及び標章取付け措置実施要領(案)の制定について』)」を本件対象文書1として特定し、部分開示決定をしたものである。

また、本件処分2は、実施機関が本件警察庁文書について内部や県下の警察署に周知を図るための手続書類のうち「発送簿」として「文書発送簿(平成18年5月31日614号 交通指導課課長補佐以上)」を本件対象文書2として特定し、開示決定をしたものである。

そこで、当審査会では、本件処分1における本件対象文書1の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について、また、本件処分2における本件対象文書2の特定の妥当性について検討する。

(2) 本件処分1の妥当性について

ア 本件対象文書1の特定の妥当性について

(ア) 本件警察庁文書

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）において放置違反金制度が定められ、警察署長は警察官等に放置車両を確認させ、放置車両の使用者が放置違反金の納付を命ぜられることがある旨を告知する標章（以下「確認標章」という。）を当該車両に取り付けさせ、確認標章を取り付けさせたときは警察署長は公安委員会に対し当該車両の駐車に関する状況を報告し、前記報告を受けた公安委員会は当該車両の使用者に対し放置違反金の納付を命ずることができることとされた。

これを受けて、本件警察庁文書は、警視庁交通部長及び各道府県警察本部長に宛てて確認標章の作成・取付けにつき遺漏なきように指示したものであり、具体的には、確認標章の作成方法と作成・取付けの手順、その作成・取付け後の警察署長及び公安委員会への報告の手順、レッカー移動の有効活用の推進と留意事項が記載されている。

(イ) 本件対象文書1

本件対象文書1は、「放置車両の確認及び標章取付け措置実施要領の制定について（通達）」（以下「実施要領」という。）の策定に関する起案文書であり、起案文書、実施要領の説明文、実施要領の本文及び参考資料で構成されており、参考資料として本件警察庁文書及び添付文書1から5までが添付されている。

諮問庁は、実施要領は本件警察庁文書において示された事項を実施するために発出された通達と認められたため本件対象文書1を特定したと主張していることから、当審査会は、本件警察庁文書と実施要領、添付文書1から5までと実施要領とを比較しながら、本件対象文書1の特定の妥当性について検討する。

(ウ) 実施要領と本件警察庁文書の関係

実施要領は、「第1 趣旨」において「法第51条の4第1項の規定による放置車両の確認及び標章の取付け措置の実施に関し必要な事項を定めるものとする。」との記載があり、これは放置違反金制度の新設に伴い確認標章の作成・取付け要領等について指示した本件警察庁文書の趣旨と同一のものと認められる。

また、記載内容について個別に確認したところ、次のとおりであった。

実施要領の「第4 確認標章の取付け等の措置」では、確認標章の記載時刻や取付け場所について記載されており、これは本件警察庁文書の第1の2において確認標章の作成・取付けの手順を定めたものと同様の内容を含むものであると認められる。

実施要領の第4の「2 データの転送等及び誤記等」及び「第5 報告」については、本件警察庁文書の「第2 放置車両の確認後における警察署長及び都道府県公安委員会への報告等」を基に記載されたものと認められる。

(エ) 実施要領と添付文書1から5までとの関係

a 添付文書1は警察庁交通局交通指導課長が発出した「確認標章及び携帯端末の管理に当たっての留意事項について」という通知文書であり、確認標章及び放置車両の確認時に使用する携帯端末等について「1 保管」、「2 貸与」、「3 返還」について記載されているところ、実施要領の第3の「2 確認標章の交付等及び携帯端末等の保管管理」及び第4の「3 引継ぎ」においても、確認標章及び携帯端末等について保管管理、引継ぎについて記載されている。

b 添付文書3は警察庁交通局交通指導課長が発出した「改正道路交通法(駐車対策関係部分)施行後における放置駐車違反取締りに当たっての留意事項について」という通知文書であり、確認標章の取付け後、警察署等に出頭した運転者を検挙する場合の留意事項及び放置駐車違反の送致に際して

の留意事項として事務の合理化や運転者の責任追及などが記載されているところ、実施要領の第4の「4 違反者の検挙」においては違法駐車行為をした者が出頭した場合の検挙について、「第6 運転者責任の追及」においては運転者の責任追及のため運転者特定の捜査の徹底について記載されている。

c 添付文書4は警察庁交通局交通指導課長が発出した「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い必要となる各種書類の様式例の一部の改訂について」という通知文書であり、確認標章と併せて取り付ける「確認標章及び新制度について説明する通知文」の様式例が記載されているところ、実施要領において定められている「制度について説明するお知らせ（様式第6号）」は、添付文書4に記載されている「確認標章及び新制度について説明する通知文」の様式例と同様である。

d 添付文書2は警察庁交通局交通指導課長が発出した「新制度における交通事故の一因となったと認められる放置車両の取扱いについて」という通知文書であり、運転者及び使用者の責任追及について記載されている。また、添付文書5は警察庁交通局交通指導課理事官が発出した「放置車両確認標章の取付けに当たっての留意事項について」という事務連絡であり、添付文書3の内容を補足するために発出された文書である。これらも放置違反金制度の新設に伴って発出された文書である。

(オ) 本件対象文書1の特定の妥当性

上記(ウ)及び(エ)のことからすると、実施要領は本件警察庁文書並びに添付文書1から5までを前提に、放置車両の確認及び確認標章の取付け措置の実施要領が記載された文書であると認められる。

よって、実施要領の起案文書である本件対象文書1を本件開示請求の4のうち起案書に該当するものとして特定した実施機関の判断は妥当である。

イ 本件対象文書1の不開示部分の不開示情報該当性について

(ア) 警部補以下の職員の氏名及び印影並びに警部補相当職以下の職員の印影

条例第10条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する情報は、不開示情報から除くものとしている。

このうちただし書ハでは、当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を開示するものとしている。職務遂行に係る情報に公務員の氏名が含まれる場合には、ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するときに限り開示することとなる。

埼玉県警察における警部補以下の職員及び警部補相当職以下の職員の氏名は、従来、埼玉県職員録においても新聞の人事異動情報においても公表されていないことから慣行として公にされている情報とはいえず、公にすることが予定されている情報ともいえない。

以上のことから、警部補以下の職員の氏名及び印影並びに警部補相当職以下の職員の印影についてはただし書イに該当しないことが認められ、また、本件においてはただし書ロに該当する事情も認められず、条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当する。

なお、条例第10条第1号のみの判断で不開示情報の該当性が認められるため、諮問庁の主張する条例第10条第3号の該当性については判断するまでもない。

(イ) 添付文書 2 の 2 (2) アのうち不開示部分について

条例第 10 条第 3 号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報として規定している。

本号の趣旨は、地方公共団体の責務として、社会生活の基盤となる公共安全と秩序を維持し、県民全体の利益を擁護するという観点から、公文書の開示による犯罪の誘発その他の社会的障害の発生を防止することにあるものと解される。

添付文書 2 は、道路交通法の一部を改正する法律施行後における交通事故の一因となったと認められる放置車両の取扱いについて記載されており、警察庁交通局交通指導課長から警視庁交通部長及び各道府県警察本部長に宛てて発出された文書である。

当審査会において添付文書 2 を見分したところ、2 (2) アに「交通人身事故の一因となった放置駐車違反については、従来以上に運転者の責任追及を徹底すべきである。」とあり、当該不開示部分には運転者の責任追及に関する内容が記載されていることが認められた。

当該不開示部分を公にした場合、運転者の責任追及に関する具体的な措置要領及び基準の分析が可能となり、放置駐車違反が事故発生の要因とされないための対抗措置が講じられるおそれがあるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第 10 条第 3 号に規定する不開示情報に該当する。

なお、条例第 10 条第 3 号のみの判断で不開示情報の該当性が認められるため、諮問庁の主張する条例第 10 条第 5 号の該当性については判断するまでもない。

(ウ) 添付文書 2 の 3 のうち不開示部分について

当審査会において添付文書 2 を見分したところ、「3 留意事項」には放置駐車違反によって物件事故が発生したことの認定に係る留意事項が記載されており、当該不開示部分には、放置駐車違反により物件事故が発生した場合における弁明通知書の発出に関する具体的な基準が記載されていることが認められた。

当該不開示部分を公にした場合、放置駐車違反により物件事故が発生した場合における弁明通知書の発出に関する具体的な基準の分析が可能となり、放置駐車違反が事故発生の要因とされないための対抗措置が講じられるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第 10 条第 3 号に規定する不開示情報に該当する。

なお、条例第 10 条第 3 号のみの判断で不開示情報の該当性が認められるため、諮問庁の主張する条例第 10 条第 5 号の該当性については判断するまでもない。

(エ) 添付文書 3 の 1 (2) 及び (3) について

添付文書 3 は、改正道路交通法（駐車対策関係部分）施行後における放置駐車違反取締りに当たっての留意事項について記載されており、警察庁交通局交通指導課長から警視庁交通部長及び各道府県警察本部長に宛てて発出された文書である。

当審査会において添付文書 3 を見分したところ、「1 確認標章取付けに当たっての留意事項」には、確認標章を取り付けようとする車両が道路交通法第 51 条の 4 第 1 項に規定する放置車両であることを確実に確認することとして (1) から (4) までの方法が記載されており、(1) から (4) までの方法のうち (2) 及び (3) については、確認標章の取付けに関する具体的な要領及び基準が記載されていることが認められた。

当該不開示部分を公にした場合、放置駐車違反取締りを免れるための対抗措置が講じられ、違法若しくは不当な行為が容易になるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第10条第3号に規定する不開示情報に該当する。

なお、条例第10条第3号のみの判断で不開示情報の該当性が認められるため、諮問庁の主張する条例第10条第5号の該当性については判断するまでもない。

(オ) 添付文書3の3(1)のうち不開示部分について

条例第10条第5号は、「県、国若しくは他の地方公共団体の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、イからホまでを掲げている。これは、県等の事務又は事業について典型的な「おそれ」を定めるとともに、その他県等の事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には不開示にすることができることを規定するものであると解される。また、県等が行う「事務又は事業」には、開示請求の対象となっている実際の事務又は事業のほか、将来行われる同種の事務又は事業も含まれるものと解すべきである。

当審査会において添付文書3を見分したところ、「3 放置駐車違反の送致に際しての留意事項」において放置駐車違反事件の検察庁への送致に当たっての留意事項として(1)及び(2)が記載されており、(1)の不開示部分には、放置駐車違反事件被疑者の送致に関する具体的な留意事項として送致書類の簡素化など事務の合理化に関する情報が記載されていることが認められた。

当該不開示部分を公にした場合、合理化される事務等が具体的に明らかと

なり放置駐車違反をした運転者が責任追及を逃れるための対抗措置を講じるなど事件送致等の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第10条第5号に該当する。

(3) 本件処分2における本件対象文書2の特定の妥当性について

本件対象文書2は、実施要領についての文書発送簿である。

文書管理規程第30条第2項は、「警察の施行文書の文書記号及び文書番号の形式並びに備付台帳及びその保管者は、警察の施行文書の文書記号及び文書番号の形式等（別表第2）のとおりとする。」として、文書等の種類ごとに文書番号の形式、備付台帳及び台帳の保管者を規定している。そして、文書発送簿は、別表第2において、文書等の種類が「通達、示達、警察往復文書及びその他の文書」である場合に備え付けることが定められている台帳である。

なお、文書発送簿については、同条第3項において「前条第2項、前項、次条第1項及び第30条の3第1項に規定する備付台帳は、磁気ディスクをもって調製するものとする。」と規定しており、埼玉県警察では総合文書管理システムを運用している。

諮問庁は、総合文書管理システムにより文書発送簿のデータを検索したところ、交通指導課課長補佐以上の文書発送簿に実施要領の名称を確認できたため、当該データを印字した本件対象文書2を本件開示請求の4の「内部や県下の警察署に周知を図るための手続書類」のうち「発送簿」に該当する文書として特定したと主張する。

当審査会は、上記(2)アのとおり、実施要領の策定に関する起案文書である本件対象文書1は、本件開示請求の4について内部や県下の警察署に周知を図るための手続書類のうち「起案書」に該当する文書であると判断した。

よって、本件対象文書1によって起案された実施要領の文書発送簿である本件対象文書2は、本件開示請求の4について内部や県下の警察署に周知を図るための手続書類のうち「発送簿」であると認められることから、本件対象文書2を特定した

実施機関の判断は、妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、実施機関が本件対象文書に不開示部分があることを理由として原本の閲覧を拒んでいると主張する。しかし、条例第18条第2項は、「視聴又は閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該公文書の写しにより、これを行うことができる。」と規定しており、不開示部分のある本件対象文書を開示するためその写しの一部を黒塗りしたものを閲覧に供することは、適法な扱いである。

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

新井賢治、嶋崎健太郎、山本未来

審議の経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|-------------|--------------------------------|
| 平成27年 4月22日 | 諮問を受ける（諮問第280号） |
| 平成27年 4月22日 | 諮問庁から開示決定等理由説明書を受理 |
| 平成27年 6月18日 | 審査請求人から意見書を受理 |
| 平成27年 7月17日 | 諮問庁から意見聴取及び審議（第二部会第109回審査会） |
| 平成27年 9月 4日 | 審議（第二部会第110回審査会） |
| 平成27年10月23日 | 審査請求人の意見陳述聴取及び審議（第二部会第111回審査会） |
| 平成27年12月25日 | 審議（第二部会第113回審査会） |

| | |
|-------------|------------------|
| 平成28年 1月22日 | 審議（第二部会第114回審査会） |
| 平成28年 2月12日 | 審議（第二部会第115回審査会） |
| 平成28年 2月19日 | 答申 |